

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 11 月 2 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 12 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則（平成 30 年松江市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（育児休業） 第 18 条 県費負担教職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）に規定する育児休業をしようとする場合は、育児休業承認請求書（様式第 11 号）に所要事項を記載し、休業しようとする日の 1 月 <u>（次に掲げる場合は、2 週間）</u> 前までに、所属長及び教育長を経由して島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。 <u>（1） 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号。以下「育児休業条例」という。）第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u> <u>（2） 育児休業条例第 2 条の 2 の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれ</u>	（育児休業） 第 18 条 県費負担教職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）に規定する育児休業をしようとする場合は、育児休業承認請求書（様式第 11 号）に所要事項を記載し、休業しようとする日の 1 月 _____ 前までに、所属長及び教育長を経由して島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。

に相当する場合に該当してする地方等
育児休業(同号に規定する地方等育児休
業をいう。以下同じ)の期間の末日とさ
れた日が当該請求に係る子の1歳到達日
後である場合は、当該末日とされた日
(当該育児休業の期間の末日とされた日
と当該地方等育児休業の期間の末日と
された日が異なるときは、そのいずれか
の日))以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の2の3の規定
に該当する場合であって、当該請求をす
る日が当該請求に係る子の1歳6か月到
達日以前の日である場合

2 県費負担教職員は、前項に規定する育児
休業の承認を受けた後さらに育児休業の期
間を延長しようとする場合は、育児休業期
間延長承認請求書(様式第13号)に所要事
項を記載し、育児休業条例第3条第7号に
規定する職員が任期を更新されることに
伴い育児休業の期間の延長を請求する場
合を除き、育児休業の期間の末日とされて
いる日の翌日の1月(次に掲げる育児休業
の期間を延長しようとする場合は、2週間)

2 県費負担教職員は、職員の育児休業等
に関する条例(平成4年島根県条例第9号。
以下「育児休業条例」という。)第3条第5
号に規定する事情により再度の育児休業
をしようとする場合は、あらかじめ育児休
業等計画書(様式第12号)により申し出る
ものとし、前項に規定する育児休業承認請
求書とともに、最初に休業しようとする日
の1月前までに所属長及び教育長を経由し
て県教育長に提出しなければならない。

3 県費負担教職員は、第1項に規定する育児
休業の承認を受けた後さらに育児休業の期
間を延長しようとする場合は、育児休業期
間延長承認請求書(様式第13号)に所要事
項を記載し

、当該育児休業承認期間満了の日
の1月前

<u>前</u>までに、所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。 (1) <u>当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内</u> <u>にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)</u> (2) <u>育児休業条例第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当している育児休業</u> (3) <u>育児休業条例第2条の2の3の規定に該当している育児休業</u> 3 略 (育児短時間勤務) 第20条 略 2 県費負担教職員は、育児休業条例第9条第6号に規定する申出をする場合は、育児短時間勤務承認請求書の提出と同時に、<u>育児短時間勤務計画書(様式第16号の2)</u>を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。 3・4 略 (適用除外) 第45条 第4条、第10条第2項、第15条第4項、第15条の2第3項____ __、第19条第2項、第29条、第30条、第35条第2項及び第43条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 略 様式第11号 <u>別紙のとおり</u> <u>様式第16号の2 別紙のとおり</u>	__までに、所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。 4 略 (育児短時間勤務) 第20条 略 2 県費負担教職員は、育児休業条例第9条第6号に規定する申出をする場合は、育児短時間勤務承認請求書の提出と同時に、<u>育児休業等計画書(様式第12号)</u>を所属長及び教育長を経由して県教育長に提出しなければならない。 3・4 略 (適用除外) 第45条 第4条、第10条第2項、第15条第4項、第15条の2第3項、<u>第18条第3項</u>、第19条第2項、第29条、第30条、第35条第2項及び第43条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 略 様式第11号 <u>別紙のとおり</u> <u>様式第12号 別紙のとおり</u>
---	--

様式第 11 号(第 18 条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書		
年 月 日		
島根県教育委員会教育長 様		
請求者 所 属 職 名 氏 名 ⑩		
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子		
氏 名		
続 柄		
生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求内容		
区 分	☐ 育児休業	☐ 再度の育児休業
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
再度の育児休業が必要な事情		
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 備 考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること。(再度の育児休業の請求の場合は不要)。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「2 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「3 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、教職員(当該期間内に産後休暇(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)第10条第2号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年島根県人事委員会規則第6号)第6条第2項第2号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった教職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

<改正後>

様式第11号(第18条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書		
		年 月 日
島根県教育委員会教育長 様		
請求者 所 属		
職 名		
氏 名		
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請 求 に 係 る 子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	
2 請 求 内 容	☐ 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)	
	☐ 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) ※3回目以降の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入 ()	
3 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	※再度任用があった場合における再度任用後の請求期間 年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配 偶 者	氏 名	
	育 児 休 業 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること(2回目以降の育児休業の請求の場合は不要)。
- 2 「2 請求内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号。以下「条例」という。)第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の2の3の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ。)
- 3 子の出生前に請求する場合には、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員のうち、再度の任用があった場合に、現任期の末日を超えて育児休業をしようとする者は、「3 請求期間」欄の上段に現任期における請求期間を記載し、同欄の下段に再度任用があった場合における再度任用後の請求期間を記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第 12 号(第 18 条、第 20 条関係)

育児休業等計画書			
		年	月 日
島根県教育委員会教育長 様			
請求者 所 属			
職 名			
氏 名 ㊞			
職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)第3条第5号又は第9条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
3 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			

- 注 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に
(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく) 提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した
請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第 16 号の 2(第 20 条関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書			
年 月 日			
島根県教育委員会教育長 様			
請求者		所 属	
		職 名	
		氏 名	
職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年島根県条例第 9 号)第 9 条第 6 号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再 度 の 再 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。